

## 群馬県自転車活用促進協力企業認定制度運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、環境に優しく、健康増進にも効果がある自転車の安全な利活用を図るため、従業員及び顧客(県民)に対して自転車利用の推進とルール・マナー啓発等に取り組む企業等を「自転車活用促進協力企業」(以下「協力企業」という。)として認定する「自転車活用促進協力企業認定制度」(以下「本制度」という。)について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、企業等とは県内に本社又は営業所等があり、県内において事業活動を行う法人、団体、個人事業主をいう。

### (実施体制)

第3条 本制度は、群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室に事務局を置き(以下「事務局」という。)、群馬県産業経済部産業政策課(以下「県産業政策課」という。)との協力により実施する。

- 2 事務局及び県産業政策課は、相互に協力して認定制度の周知及び普及啓発を行う。
- 3 事務局は、第5条の認定を受けた協力企業の自転車利活用の促進に努めるものとする。
- 4 この要領に定める認定申請書の受理及び審査等、認定制度の実施に関して必要な事務は、事務局が実施するものとする。

### (申請)

第4条 本制度の認定を希望する企業等の代表者(以下「申請者」という。)は、「自転車活用促進協力企業認定申請書」(様式第1号)に必要事項を記載し、事務局に申請するものとする。

### (認定)

第5条 知事は、別紙で定める認定要件を満たす企業等を協力企業として認定する。

#### (認定期間)

第6条 認定の期間は、認定の日から令和6年3月31日とする。なお、令和6年4月1日以降に認定された協力企業については、認定の日から令和9年3月31日とする。

#### (認定の更新)

第7条 認定期間満了後、引き続き認定を希望する場合は、認定期間満了までに第4条に規定する申請手続きを行うものとする。

#### (認定証の交付)

第8条 知事は、申請者に対し自転車活用促進協力企業認定証(様式第2号)を交付する。

2 知事は、第5条の規定による認定をしないときは、不認定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

#### (実施確認)

第9条 協力企業は、認定期間中の各年度末に本制度の取り組み状況が確認できる写真を取組内容報告書(様式第4号)に添付して事務局に提出するものとする。

2 事務局は、必要に応じて協力企業の事業所等の現地調査を行い、協力項目の実施状況を確認することができる。

#### (廃止の届出)

第10条 協力企業は、別紙で定める認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに廃止届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

#### (認定の取消)

第11条 知事は、協力企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- 一 別紙で定める認定要件を満たさなくなった場合や、制度の信用を失墜する行為を行うなど、協力企業として適当でなくなった場合
- 二 悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた場合

- 2 前項の規定により認定を取り消したときは、知事は認定取消通知書（様式第6号）により当該企業に通知するものとする。

#### （県の支援）

第12条 知事は、協力企業に対し次の支援を行うものとする。

- （1）協力企業が実施する啓発活動にGME T（県職員による自転車活用推進啓発チーム）の派遣
- （2）啓発物品（チラシ等）の配布
- （3）県のホームページ等に企業名等を公表
- （4）その他県が必要と認める支援

#### （表彰）

第13条 知事は、取組が著しく優良な協力企業に対し、別に定めるところにより表彰等を行うものとする。

#### （その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は別に定めることができる。

#### 附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

この要領は、令和6年2月14日から施行する。

## 自転車活用促進協力企業認定制度認定要件

本制度の対象となる企業等は、次の各号のすべてに適合する企業とする。

### 対象企業

- 1 県内に本社又は支店等が所在している
- 2 過去3年間において労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていない
- 3 代表者及び従業員が暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していない
- 4 自転車の安全な利活用を図るため、従業員及び顧客（県民）に対して自転車利用の推進とルール・マナー啓発等に取り組む

※ 1及び2に適合していない企業や団体等であっても、自転車利用のルールやマナー啓発等を行うことにより、従業員及び顧客等（県民）の自転車の安全な利活用に効果があると認められる場合は対象とすることができる。

※県内に複数の事業所及び店舗等を有している場合、事業所単位の申請も可とする。